

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金 支払猶予について（お知らせ）

母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた方で、新型コロナウイルス感染症の影響により納期限までに支払いを行うことが著しく困難になった場合には、申請により償還金の支払いが猶予される場合があります。

記

1 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により就労収入が減少し、支払いが困難な方

2 手続き方法

(1) まずは、子ども支援課に電話でご相談ください。

詳しくご説明します。【月曜日～金曜日 8:30～16:30】



(2) 支払猶予申請書を記入し、添付書類と一緒にご提出いただきます。

○添付書類 新型コロナウイルス感染症の影響により、就労収入減になる前と収入減になった後の給与明細書を各1部

※給与が毎月大きく変動する場合は、複数月分をご提出いただいで比較します。

※自営業等で給与明細が無い場合は、店舗等の収支がわかる書類をご提出ください。



(3) 支払猶予の『決定』もしくは『不承認決定』の通知書をお送りします。

3 その他

(1) 申請のあった月の翌月から最長1年間猶予申請できます。

(2) 新型コロナウイルス感染症が収束し、就労収入等が改善した場合は、速やかにご連絡ください。

佐世保市子ども未来部子ども支援課
電話代表：24-1111（内線 5436,5442）
直通：0956-25-9717